

茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者募集要項の内容に関する質問に対する回答

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課協働推進担当

No	質問内容	回答
1	副本について、正本と同様にファイルに綴じる必要はあるか。	副本については、特に定めはありませんので、ファイル綴じでも紐綴じでも構いません。 *「茅ヶ崎市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項8(5)オ」関係
2	防火管理者の選任について、対象区分等はどうなるのか。	防火管理講習につきましては、市民活動サポートセンターは不特定の人間が出入りする300㎡以上の延床面積を持つ施設のため、甲種防火管理講習を受講してください。 *「茅ヶ崎市市民活動サポートセンター指定管理者管理運営の基準2(7)ア」関係
3	指定管理者が行う本来事業と「自主事業」との区別は誰がどう判断するのですか。また、自主事業の「定義」があれば教えてください。	「本来事業」とは、選定された団体が応募に際し提案した事業に沿って作成した、事業計画書等にとり実施する事業です。 また、「自主事業」は、指定管理業務の外で実施する業務のことをいいます。 *「同基準2(1)オ」関係
4	自主事業の実施にあたり、公の施設を利用する場合は、使用許可手続きは必要ですか。又は共催になりますか。	利用を予定している施設の利用手続きに基づき実施していただくこととなります。 また、市との共催については、事業内容によりますが、茅ヶ崎市総合計画の推進に寄与する事業であれば、可能な場合があります。 *「同基準2(1)オ」関係
5	自主事業で生じた収益(利用料ではなく参加費等による)は、指定管理者に帰属しますか	自主事業として実施した事業による収益は、実施団体に帰属します。 *「同基準2(1)オ」関係
6	公の施設内において、指定管理者が自主事業で販売行為を行っても問題ありませんか。	公の施設内における販売行為については、指定管理者が自主事業の一環で実際に販売行為を行うことを想定する施設の運用に関する条例や規則、その他取り決め事項等によります。
7	「市民活動の状況把握」の「対象者」を教えてください。 「市民活動」は、「自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。」(茅ヶ崎市民活動推進条例)と定義された自発的に行う行為です。市民活動団体等に所属している人や市民活動と自覚して活動している人は把握しやすいのですが、傍からみて市民活動と思えても自身が認識されていない場合があります。よって、個人的に行っている人の状況把握は困難です。 市が行う無作為抽出のアンケート調査等で「市民活動の潜在的な意向調査」を実施していただけるとより有効な状況把握ができると考えます。	「市民活動の状況」の対象者は、市民活動団体及び市民を想定しています。 市民活動は、人口や市の環境等に応じて、活動内容や規模が異なります。市民活動を推進するためには、中間支援施設として、茅ヶ崎市における市民活動の状況がどのようなものなのかを把握する必要があることから、市内の市民活動の特徴や状況、市民活動団体の活動状況の把握を管理運営の基準に記載しております。 それぞれを把握するための効果的な方法等につきましては、事業計画書の中でご提案いただくこととなります。 *「同基準2(6)」関係